
論文

分収育林制度に関する意向調査

小笠原隆三*

上森正志*

浜田泰成*

A Study on Public Opinions Regarding the Profit Sharing Silviculture System

Ryuzo OGASAWARA*

Masashi UEMORI*

Yashinari HAMADA*

Summary

A survey was conducted on attitudes of forest owners and the general public regarding the fund-sharing system for forest cultivation. The following findings were obtained:

[Forest owners] Many people knew of the fund-sharing system, but only a small number of owners would like to use it. The most common reasons for not using it were "not necessary at present" and "unlikely to be profitable". Some people wished to use the system to make sure people have work and that some profit can be obtained. Many wanted to see immediate cash profits derived from forest.

[General public] Many people of the general public had no knowledge about the fund-sharing system. The most common reason for not using it was "not interested in it". The most frequent reason for using it was "to contribute to the public benefit". Some people said they would use the system if the number of accounts for participants were increased, the amount of funds per account were reduced, or the term were shortened. The majority of people said they would change the profit to cash. Many wished for more improved recreational facilities or wanted to receive special products as premiums.

I 緒 言

我国における人工林面積は約1,000万 ha となり、全森林面積の約4割を占めるに至った。

しかるに、その約9割が間伐、保育を必要とされているにもかかわらず、資金不足、労働力不足

* 鳥取大学農学部 農林総合科学科 森林生産学講座
Department of Forestry Science, Faculty of Agriculture, Tottori University

等の理由から実行されずにいるところが多い。このことは、森林の持つ経済的機能のみならず公益的機能の低下にもつながり、周辺に悪影響をもたらすことが危惧されている。

こうした問題を解決するための方策の一つとして、昭和58年に分収育林制度が制定された。

これは、成育途上の若齢人工林を対象として、その森林の育林費負担者を募り、森林所有者と共同して育林を行い、伐採時にその収益を分収するという制度である¹⁾。

国有林のように、分収育林に関してかなりの契約実績をあげたところもあるが、全般に当初期待していたほどの実績がみられないのが現状である。

本報では、こうした状況をふまえ、今後の対策の指針をうることを目的として、森林所有者および費用の負担者となりうる一般市民を対象にして、分収育林に関する意識調査を行った。

II 調査地および調査方法

調査地は鳥取県の千代川流域の上流域にある智頭町と下流域にある鳥取市とした。

智頭町は、林野率が90%程で、智頭林業として全国的に知られたところである。

鳥取市は、面積237.25km²で、人口は約14万人である。古くから城下町として栄え、現在は県庁所在地として県内の中心的都市である。

調査方法として、智頭町では、200人の森林所有者を無作為に選び、アンケート用紙を郵送した。

その結果、118人(59%)の回答をえた。鳥取市の場合は、200人の一般市民を無作為に選び、アンケート用紙の郵送と、一部ききとりを行った。その結果、107人(50.4%)の回答をえた。この調査は、1988年に行ったものである。

なお、結果の中でパーセントの合計が100%にならないものもあるが、これは小数点以下1桁で4捨5入したことによるものである。

III 結果および考察

1. 森林所有者の場合

まず、森林所有者のうち、どの程度の人がこの分収育林制度のことを知っているかについて調べた結果を示すと図1のようである。全体では、「はい」すなわち知っているが78%で、「いいえ」が20%であった。森林所有者の10人中8人がこの制度のことを知っていることを示しており、比較的良好に知られているとみることができる。所有規模別による差は明確でないが、小規模所有者で知らない人がやや多いようである。

次に、この分収育林制度の概要²⁾をアンケート用紙上で説明したうえで、この制度を利用する意志をもっているかどうかをたずねた結果は、図2に示すようである。

全体では「したくない」すなわち、利用する意志のない人が71%で、「したい」が26%であった。所有規模別では、大規模所有者で「したくない」が多い。森林所有者の多くは、この制度を利用する意志をもっていないとみてよい。しかし、10ha以下の所有者では3人に1人が利用する意志をもっていることは注目してよいことである。

図1 分収育林制度を知っていますか

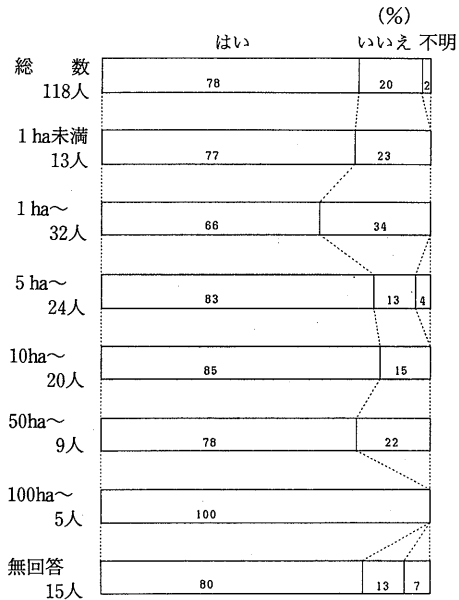


図2 分収育林制度を利用したいと思えますか

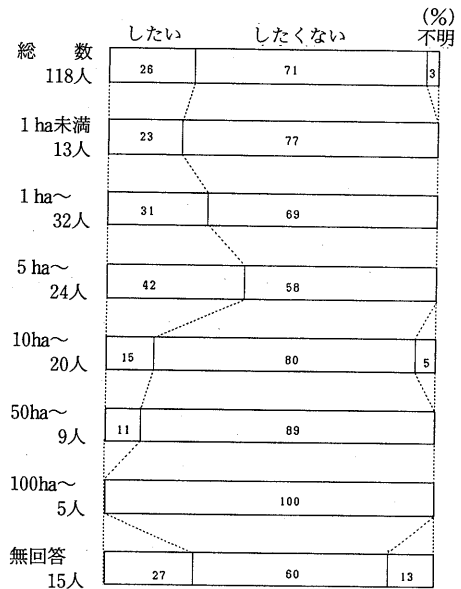
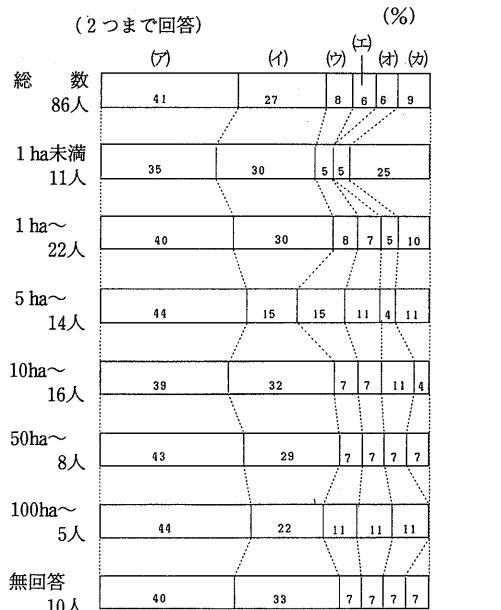
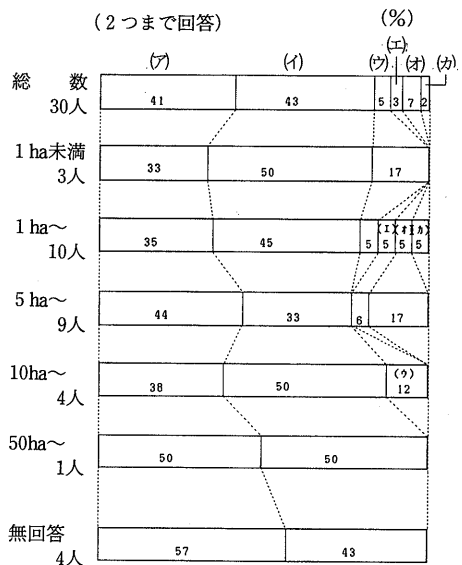


図3 利用したくない人は、利用したくない理由をおきかせ下さい



- (ア) 現在は必要なし
- (イ) 採算が合わない危険性がある
- (ウ) 法的に面倒だ
- (エ) 自分の山に入られたくない
- (オ) 個人では不安だ
- (カ) その他

図4 利用したいと思う人は、その利用したい理由をおきかせ下さい



- (ア) 資金不足の解消に有利
- (イ) 労働力を確保したい
- (ウ) 技術力を確保できる
- (オ) 契約者とのふれ合いが持てる
- (カ) 林業を理解してもらいたい
- (ク) その他

次に、この制度を利用したくないと回答した人に、その理由をたずねてみた結果は図3のようである。

利用したくない理由として、「現在は必要なし」が41%で最も多く、次いで「採算が合わない危険がある」が27%、「法律的に面倒だ」が8%、「自分の山に入られたくない」が6%、「個人では不安だ」が6%の順である。「現在は必要なし」と「採算が合わない危険がある」の二つが大きな割合を占め、これは所有規模別にみても変わらない。

「現在は必要なし」の設問は、間伐、保育等がとどこうっている主要原因である資金不足、労働力不足等に問題がないということを想定したものであったが、森林所有者が、はたしてそのように受けとめて回答したか疑問であり、この設問が必ずしも適切なものでなかったのではないかと思われる。利用したくない理由で次に大きいのは「採算が合わない危険がある」であるが外部からの資金の導入により森林所有者の資金調達を利用できるとみられるこの制度が、経済的な面で疑問視している人がいるのは注目にあたいしよう。

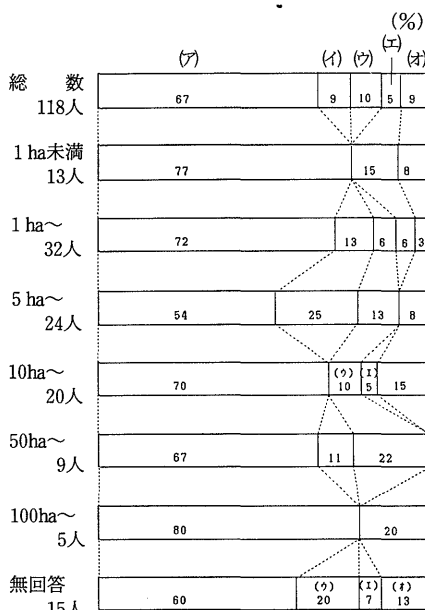
次に、利用したいと回答した人に、その理由をたずねた結果は図4のようである。

全体では、「労働力を確保したい」が43%、「資金不足の解消に有利」が41%で、この両者で84%を占めている。所有規模別では、大規模所有者ほど「資金調達が有利とあげる人が多くなる傾向がある。この制度を利用したいと考えている人の多くは、現在、当面している問題とされている自己資金不足の解消、労働力を確保し労働力不足の解消に役立つと考えているとみてよい。

次に、最後に得られる収益（収穫）の分配の方法についてたずねた結果は図5のようである。

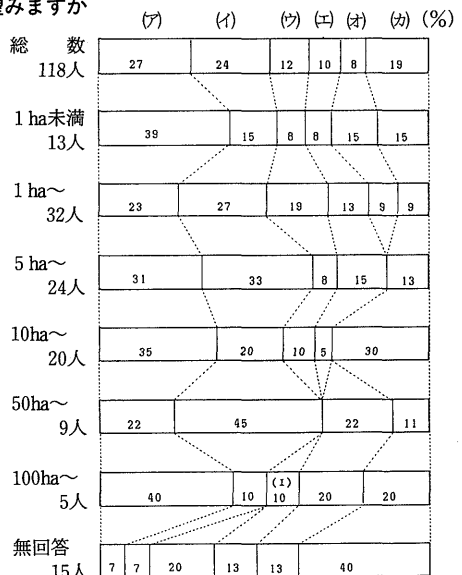
全体では、「換金」が67%で「木材」の9%を大きく上回っている。所有規模別でははっきりした

図5 収入の分配として何を望みますか



(ア) 換金 (イ) 資金提供者に任す (ウ) 不明
(エ) 木材 (オ) その他

図6 分収育林制度を利用する場合の特典として何を望みますか



(ア) 特産品を送る (イ) その他
(イ) レクリエーション施設を充実させる (ウ) 不明
(ウ) 村祭りと呼ぶ (エ) 木工：紙漉き教室などのイベントの計画
(オ) その他

傾向はみられない。現在、分収育林制度における収益分配は多くは換金の形で行われているが、智頭町の森林所有者の場合も同様に多くの人が換金を望んでいるとみてよい。

次に、分収育林制度を利用する場合、資金提供者へのいわゆる特典として何を望むかをたずねた結果は図6のようである。

全体では、「特産品を送る」が27%、「レクリエーション施設を充実させる」が24%とこの二つが多く、次いで、「村祭りに呼ぶ」が12%、「木工、紙漉き教室等などのイベント計画」が10%などの順である。

特産物を送るやり方は公有林における分収育林でもよく行われているところであり²⁾、都市の人にとって喜ばれることであろう。

一方、レクリエーション施設を充実したり、村祭りや木工教室等のイベントに呼ぶことなどは、森林や林業を理解したり親しむことにつながり、国民参加という面からも大変好しいことである。

2. 鳥取市民の場合

鳥取市の市民の場合、この分収育林制度のことを知っているかどうかについてたずねた結果は、表1のようである。

表1 分収育林制度を知っていますか

	(人)	(%)
(1) 知らない	90	(81)
(2) 知っている	17	(19)
回 答 数	107	(100)

「知らない」が81%で、「知っている」がわずか19%である。森林所有者の場合とは逆に、一般の市民の大部分の人がこの制度のことを知らないとみてよい。1976年に林野庁の特定分収契約設定推進特別事業が行われて以来、緑のオーナーなどの言葉も登場するようになってきたが、そのわりには、まだ一部の人にしか知られておらず、今後一層の普及活動が必要であろう。

鳥取市民の場合も、森林所有者の場合と同様に分収育林制度の概要¹⁾について説明したうえで、この制度を利用する意志をもっているかどうかをたずねてみたが、その結果は、表2のようである。

「いいえ」すなわち、利用する意志のない人は64%、「条件によってはやりたい」が30%、「はい」が3%である。

表2 分収育林制度を利用したいと思っていますか

	(人)	(%)
(1) い い え	68	(64)
(2) 条件によってはやりたい	32	(30)
(3) は い	3	(3)
(4) そ の 他	4	(4)
回 答 数	107	(100)

鳥取市民の場合、利用する意志のない人が多数である。しかし、利用する人と、条件によっては利用したい人を加えると33%になり、3人に1人は条件を整備してやれば、この分収育林制度を

利用する可能性をもっていることになり、この点は注目してよいと思われる。

次に、利用したくないと回答した人に、その理由をたずねた結果は、表3のようである。

表3 分収育林制度を利用したくないと答えた人はその理由をおきかせ下さい

	(人)	(%)
(1) 興味が無い	36	(53)
(2) 制度がよく理解できない	17	(25)
(3) 経済的余裕が無い	15	(22)
回 答 数	68	(100)

「興味が無い」が58%と最も多く、次いで「制度がよく理解できない」が25%、「経済的に余裕がない」が22%である。

制度がよく理解できないとする人が4人に1人みられるが、今後、この点に配慮した普及活動を行うことにより、これらの人の中から、その制度を利用する人がでてくる可能性があるだろう。

次に、この制度を利用したい意志をもっている人に、その理由をたずねた結果は表4のようである。

表4 利用したいと答えた人はその理由をおきかせ下さい (複数回答)

	(人)	(%)
(1) 森林の持つ公益的機能に寄与したい	20	(29)
(2) 「緑のオーナー」に憧れる	12	(18)
(3) 我家の財産として	11	(16)
(4) 「心の故郷」を持ちたい	5	(7)
(5) 「マイホームの夢」として	2	(3)
(6) 無 回 答	18	(27)
回 答 数	68	(100)

「森林の持つ公益的機能に寄与したい」が29%と最も多く、次いで「緑のオーナーに憧れる」が18%、「我家の財産として」が16%の順である。

「森林のもつ公益的機能への寄与」や「緑のオーナーに憧れる」などが、「財産として」をかなり上回っていることは注目される。

このことは、分収育林制度をあまり経済的な面のみに片寄って普及活動することに問題のあることを示している。

東京営林局河津営林署での分収育林の応募者(48人)のアンケート結果³⁾でも、公益的機能の維持の面から参加しようとしている人が少なくない。

アンケートの自由意見の中に、「一般市民が森林のもつ公益的機能への期待やそれに貢献しようという気持が大きいと思う」、「森林を常に人類の財産と考えている」、「森林のもつ公益的機能に貢献できる機会があれば参加するつもりだ」などの声のみられることから、この制度のもつ公益的機能へ寄与する面をも一層PRしていく必要があるだろう。

次に、条件によって利用してもよいと回答した人に、標準的と思われる条件をあげ、それと比較してたずねてみた結果は表5のようである。

募集口数（300口）については、「多く」すなわち、もっと口数を多くした方がよいとする人が52%、「そのまま」が32%、「少なく」が16%である。募集口数を増すことを望む人が、半数をわずかながら超えている。

表5 条件により答えた人の条件とは何んですか

(1) 募集口数（300口とした場合）		
	（人）	（％）
① 多く	16	（ 52）
② そのまま	10	（ 32）
③ 少なく	5	（ 16）
回答数	31	（100）
(2) 一口当りの金額（1口50万円とした場合）		
	（人）	（％）
① 多く	3	（ 10）
② そのまま	7	（ 23）
③ 少なく	21	（ 67）
回答数	31	（100）
(3) 期間（30年とした場合）		
	（人）	（％）
① 長く	3	（ 10）
② そのまま	11	（ 35）
③ 短く	17	（ 55）
回答数	31	（100）

一口当りの金額（50万円）については、「少く」すなわち、もっと引き下げる方がよいと思っている人が67%と多く、次いで「そのまま」が27%、「多く」が10%である。

期間（30年）については、「短く」すなわち、もっと期間を短くすることを望む人が55%、「そのまま」が35%、「長く」が10%である。

主要な条件では、募集口数をもっと増やし、一口当りの金額を小さくし、期間はもっと短くするならば、この制度に参加する人のありうることを示している。なお、河津営林署での分収育林応募者（48人）のアンケート結果では、一口当りの金額は50万円、期間が20年のがよいと思う人が大部分である。

表6 収益分配として何を望みますか

	（人）	（％）
(1) 換 金	90	（ 93）
(2) 木 材	3	（ 3）
(3) そ の 他	4	（ 4）
回 答 数	97	（100）

次に、収益（収穫）の分配についてたずねた結果は表6のようである。

「換金」が93%もあり、「木材」の3%を大きく上回っている。換金を望む人の多いことは森林所有者の場合と同様であるが、市民の方がその割合がかなり高く、ほとんどの人が木材よりは換金を望んでいるとみることができる。

分収育林制度を利用する場合の特典として何を望むかをたずねた結果は、表7のようである。

「レクリエーション施設の充実」が57%と最も多く、次いで「特産品」の34%である。

レクリエーション施設の充実と特産品が上位二つを占めている点は、森林所有者が望んでいる特典と同じであるが、その割合は市民の方が高く、とくにレクリエーション施設の充実において著しい。

表7 特典として望むものは何ですか

	(人)	(%)
(1) レクリエーション施設の充実	54	(56)
(2) 特 産 品	33	(34)
(3) 村祭り等の行事	6	(7)
(4) 木工教室、紙漉き等のイベント	3	(3)
回 答 数	96	(100)

村祭りや木工教室等のイベントを望む人は意外と少ない。

都会の人にとっては、自分から山村に出かけた場合に必要なりクリエーション施設の充実は望むが、山村が主体となっていく村祭りや木工教室等にそれほど興味をもっていないことを示しているよう。

本稿を取纏めるにあたり、貴重な御意見をいただいた本学演習林の栗村哲象教授に厚くお礼を申し上げます。

IV 要 旨

分収育林制度について、森林所有者と一般市民の意識調査を行った結果は次のようである。

〔森林所有者の場合〕

- (1) 分収育林制度のあることは多くの人知っている。
- (2) この制度を利用したいと思っている人は少ない。
- (3) 利用したくない人の理由としては、「現在は必要なし」と「採算が合わない危険あり」が多い。
- (4) 利用したい人の理由としては、労働力と資金の確保が多い。
- (5) 収益の分配は換金を望む人が多い。
- (6) 特典として、特産品を送ることとレクリエーション施設の充実をあげる人が多い。

〔一般市民の場合〕

- (1) 分収育林制度については知らない人が多い。
- (2) これからも、この制度を利用したいと思っている人は少ない。
- (3) 利用したくない理由として、興味がないとする人が多い。
- (4) 利用したい人の理由として、「公益的機能に寄与したい」が最も多い。
- (5) 条件によっては利用したいとする人は、募集口数の増大、一口当りの金額の引下げ、期間の短縮を望んでいる。
- (6) 収益の分配は、換金を望んでいる人が大部分である。

(7) 特典として、レクリエーション施設の充実と特産品を送ってもらうことを望んでいる人が多い。

文 献

- 1) 分収林制度研究会：分収林特別措置法の解説 創造書房 東京 p.450 (1984)
- 2) 山口貞美：ふるさとの森づくり 清文社 東京 p.135 (1981)
- 3) 小松弘之：分収育林の推進について ——分収育林応募者へのアンケートを実施して—— 林業技術 519 p.43～45 (1985)